

財理第 2 2 1 2 号
令和 2 年 6 月 3 0 日

各 財 務 (支) 局 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
日 本 た ば こ 産 業 株 式 会 社 殿

財 務 省 理 財 局 長 可 部 哲 生

低調店の取扱いに係る新型コロナウイルス感染症の影響に伴う時限措置について

製造たばこ小売販売業の許可に係る「低調店」の取扱いについては、たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）、たばこ事業法施行令（昭和 60 年政令第 21 号）、たばこ事業法施行規則（昭和 60 年大蔵省令第 5 号）、たばこ事業法施行規則の規定に基づき財務大臣が定める事項について（平成 10 年 3 月 17 日付大蔵省告示第 74 号）及び製造たばこ小売販売業許可等取扱要領（平成 12 年 12 月 27 日付蔵理第 4621 号大蔵省理財局長通達。以下「要領」という。）によるほか、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う時限措置として、下記のとおり定めたので、今後、原則としてこれにより取り扱われたい。

記

1. 現行の取扱い

要領においては、第 2 章第一 1 (2) ②ロ (d) において、製造たばこ小売販売業の許可申請に係る予定営業所について、「最寄りの小売販売業者の営業所が低調店である場合」には、「予定営業所と当該低調店との距離は測定しない」旨規定するほか、第 1 章第一 1 1 において、製造たばこの月間販売数量による「低調店」の基準を定めるとともに、当該月間販売数量について、「原則として当該営業所の周辺の場所を予定営業所とした小売販売業許可申請書が提出された日の属する月の前月から過去 6 月間における当該営業所の 1 月平均の製造たばこの販売数量」により算出するものと規定しているところである。

2. 時限措置による取扱い

- (1) 上記要領第 1 章第一 1 1 の販売数量算出に係る規定については、これを原則として、状況に応じた対応が求められているところ、今般、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、要領第 1 章第一 1 1 の「小売販売業許可申請書が提出された日の属する月の前月から過去 6 月間」の期間内に、令和 2 年 4 月から同年 5 月までの月が含まれる場合には、この期間（令和 2 年 4 月から同年 5 月までの 2 月

間)を除いた過去6月間をもって、「1月平均の製造たばこの販売数量」を算出することとする。

(2) ただし、上記1.の現行の取扱いにより算出した1月平均の製造たばこの販売数量が、上記2.(1)により算出した1月平均の製造たばこの販売数量を上回る場合は、上記1.の現行の取扱いによるものとする。

3. 本件時限措置は、令和2年5月1日以降に受理された小売販売業の許可申請について適用する。

4. 本件時限措置は、営業所移転の許可について準用する。